



許可番号 03200016792

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 鳥取県倉吉市福庭町一丁目288番地

名称 株式会社 エバークリーン

代表取締役 藤井 武親

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和5年9月28日

許可の有効年月日 令和10年9月27日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

汚泥(含水率85%以下のものに限る。)、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類 以上7品目、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無

松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

株式会社 エパークリーン
代表取締役 藤井 武親 様

松江市・島根県共同設置松江保健所長

産業廃棄物収集運搬業の新規許可について（通知）

令和5年9月6日付けで申請のありましたこのことについては、別添のとおり許可となりましたので、許可証を交付します。

なお、業務の実施に当たっては、法令に基づく産業廃棄物の処理基準等を守るとともに、下記事項を御承知のうえ、適正に業務を遂行してください。

記

- 1 変更許可申請（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の2第1項）事業の区分の変更又は取り扱う産業廃棄物の種類の追加については、変更許可申請が必要であること。
- 2 許可の更新（法第14条第2項）
許可を更新する場合は、必ず許可期限までに、許可申請の手続きを行うこと。
更新申請にあたっては、許可期限を起点とした前2年以内の講習会修了証が必要（新規の講習会であれば5年以内）であるため、許可期限を十分把握し受講しておくこと。
- 3 廃止又は変更の届出（法第14条の2第3項）
 - (1) 事業を廃止したとき、又は車両及び住所その他を変更したときは、10日以内（登記事項証明書書の添付を要する場合は、変更の日から30日以内）に届け出ること。
 - (2) 欠格要件に該当するに至ったときは、その旨を14日以内に（法第7条第5項第4号イに該当するに至ったときは遅滞なく）届け出ること。
- 4 実績報告書の提出（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「県規則」という。）第10条）
様式26号により毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の収集運搬の実績を記載した報告書を、実績の有無にかかわらず知事に提出すること。
- 5 許可証の再交付又は書換え交付申請（県規則第17条）
 - (1) 許可証を亡失し、又は毀損したときは、許可証の再交付を受けること。
 - (2) 許可証の記載事項に変更があったときは、許可証の書換え交付を受けること。
- 6 その他
上記1から5に係る様式は <https://www.pref.shimane.lg.jp/haikibutsu/> に掲載している。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。請求にあたっては、審査請求書正副2通を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

お知らせ

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について
平成19年7月に国が取りまとめた標記指針を島根県廃棄物対策課のホームページに掲載しています。（右のQRコードから直接アクセスできます。）
この指針を踏まえた適切な対応を行い、暴力団等反社会的勢力との関係遮断のための取組を推進していただきますようお願いいたします。

